

独立行政法人改革等に関する分科会  
第3回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○分科会長 おはようございます。時間となりましたので、ただいまから「独立行政法人改革等に関する分科会」の第3回の会合を開催したいと思います。

皆様方には、御多用中、大変お忙しいところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、稲田行政改革担当大臣に御出席いただく予定となっておりますが、御公務の関係で途中からということでございます。

まず初めに、資料の確認をさせていただきたいと思います。

事務局からよろしくお願ひいたします。

○事務局 お手元に議事次第の1枚紙で、会議資料が書いてございまして、資料1、資料2、参考資料1～5とございます。資料1は横紙のパワーポイントの「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」というものでございます。

次が、報告書本体でございまして、資料2「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（案）」というものでございます。

それから、参考資料のほうに行きまして、1枚紙のカラーのパワーポイントの紙ですが「海洋研究開発機構と防災科学技術研究所について」という紙。

参考資料2で「4 関係閣僚 合意内容」という2枚紙の資料がついてございます。

参考資料3は、2枚紙で「都市再生機構（UR）の改革について」という縦紙。

それから、その報告書の本体が参考資料4でございます。

参考資料5で「独立行政法人の概要」という縦紙がついております。

御確認いただければと存じます。

○分科会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、議事に移りたいと思います。

本日は、分科会報告書の取りまとめをさせていただきたいと思いますが、まず、12月6日の第2回分科会でお諮りいたしました報告書につきまして、分科会での御意見とか、政府・与党内での調整を踏まえまして、修正があったということでございますので、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

まず、資料1で、横紙で簡単に俯瞰していただきますと、1ページおめぐりいただきますと「Ⅰ 独立行政法人改革の狙い」「Ⅱ-1 制度（独立行政法人通則法及びその運用）の見直しについて」というところでございます。

この御議論いただいているうちの「⑤研究開発法人についての見直し」については、大幅な変更がございましたので、これについては、後で御説明をさせていただきます。

それから、めぐっていただきまして「Ⅱ-2 組織の見直しについて」のほうです。

こちらについては、防災科学技術研究所と海洋研究開発機構の統合というものが一つ

ンディングになっていたのですが、それをしないということ。これについても後で御説明いたしますが、それを除きますと、俯瞰するとこういう形になるというものでございます。

それから、URについては、先立ちまして分科会報告書が公表になっておりますので、これについても後で御説明をさせていただきます。

特会については、特段の変更はございません。

次に、資料2でございますが、報告書本体をごらんいただければと思います。

まず、開いていただきまして、2ページ目のところでございます。

「3.改革の視点」の最初の丸でございますが、これにつきましては、前回の御意見あるいは総務省からの御説明などを踏まえまして、書きぶりを整理しております。柱書きのところ、今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、以下、スリム化を図ることであると、これをきれいに整理し直しております。

4ページ目でございますが、丸を1つ追加しておりまして、また、今後、政府においては、分科会及びワーキングにおける議論等を踏まえ、ちゃんとフォローアップしていけという話を書いてございます。これは分科会長のほうから御指摘があったところでございます。

それから、9ページのところにまいります（3）の①というところでございます。

「監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化」というところで、丸の最初の2行につきましては、座長代理からお話があったところを加えてございます。

それから、15ページのほうに参りまして「（5）研究開発型の法人への対応」。ここから18ページにわたりまして、ちょっと記述が大幅に変更になっておりますので、ここについては、担当から御説明させていただきます。

○事務局 第1ワーキングの主題でありました研究開発法人をどう取り扱っていくかという話でございますが、前回の報告書の時点では、A～C案というものがございました。A案というのは、独法の枠内で、つまり独法という法人格とする。B案というのは、独法以外の例えば国大法人のような独法制度を準用する法人。C案というのは、全く違うタイプの法人である。

開発の別法化を主張する方はC案。それで、私ども12月6日時点での報告書では、基本的に独法制度の運用の抜本的見直しによって対応しきれんということで、A案であるということで、別法に反対であるという状況でございました。それで与党からも引き続き政府で調整せよということでございまして、その後、調整の過程で、別法か否かというものが議論の対象になるような法人というのは、世界トップレベルの法人、少数のものであると。いわば特定の開発。それと一般の開発というものは違うものだろうというようなことが明らかになってまいりまして、では、その特定の開発について、どう扱うべきかということで、関係府省間で協議してきましたところ、参考資料2というものがございます。

2枚紙がございませけれども、これが12月17日、4関係大臣で合意した内容でございます。4大臣といたしますのは、稲田行革大臣、新藤総務大臣、下村文科大臣、内閣府の科技

担当の山本大臣、この4閣僚でこういう旨の合意がなされました。

「1. 独法通則法を適用しつつ、」ということでございます。これは適用でありますので、準用ではありません。独法であるということでございます。「独法通則法を適用しつつ、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を、国家戦略上の観点からの特例を定める別法によって講じる」。法人格としては独法であるが、特別な措置、ルールを別法に規定するということを言っています。

その特別ルールを講じる対象の法人については、極力少数に限定をする。世界トップレベルを争うような法人であるということです。

その法人の数、具体名称については、現時点では未定であり、今後、正当な手続を経て確定していくということでもあります。

2点目ですが、別法の内容については、それを立案するプロセスの中で、関係大臣間で引き続き協議していくということでございます。

そのときにあわせて合意されたイメージの絵が2ページ目でございますけれども、独法の開発型の中に、特定の開発がある。特定の開発については独法たるゆえんであるところの目的やガバナンス、財務会計というところの規定は、適用されますが、目標や評価のあり方については、総科の指導性を濃くするという特則が付加されるということです。この特定開発に対する特別措置を別法で規定していこうというような合意がなされたものです。

これを受けまして、報告書に反映しております。すなわち、15ページ目からの見直しの基本的な考え方ですが、今回は、一般開発と特定開発があるということを踏まえまして、16ページ、一番下の2行ほどでございますが、さらに開発型の法人のうち、国家戦略に基づき、国際競争の中で、世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される法人については、総合科学技術会議・主務大臣が一体となってやっていく必要があるということで、関与を強めると。

一方で、そういった特定開発についても、ガバナンス、透明性というのは必要であり、そこは独法でもありますし、事業中立的な総務大臣による横串の視点からのチェックが必要であるということでございます。

「③ 具体的なガバナンス」で、③の最初の丸は一般の開発、独法通則法によって手当されます一般の開発についての法律上の措置。そして18ページ目は、運用の措置を書いております。

おめぐりいただきまして、19ページ、ここが特定の開発に関する記述です。研究開発型の法人のうち、世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される法人は「特定国立研究開発法人（仮称）」として、総科の関与や業務運営上の特別な措置等を別途定めるということです。

その措置は、内閣府・総務省共管の別法によることとすると。その対象法人については、極力少数に限定することとする。

以下、黒ボツでありますのが、別法の要素として考えられるものでございます。

こういう決着を見ましたので、御報告いたします。

ですから、12月6日の時点でAかBかCかと言っていたこととの対比でいきましたら、Aの中のバリエーションという決着でございます。

以上です。

○事務局 これが研究開発法人についてございまして、その後は各論に参りまして、恐縮でございますが、ちょっと飛びますが34ページの【防災科学技術研究所】と36ページの【海洋研究開発機構】については、ちょっと資料を含めまして、担当のほうから説明させていただきます。

○事務局 それでは、海洋研究開発機構及び防災科学技術研究所の統合について、この経緯を御説明いたします。

前回の分科会の時点では、まだ調整中ということでございました。海洋研究開発機構それから防災科学技術研究所ともに、海洋政策それから防災政策の専門的、中核的な研究機関であるということから、それぞれ単独で存続をさせることとございますけれども、参考資料1にございますように、一方で、巨大地震・津波に対する研究体制の強化という観点から、海洋研究開発機構で、現在、行っております「地震津波・防災研究」の中の赤の点線で囲んでおります「地震・津波観測監視システム」。これは南海トラフ沖に、現在、整備を進めているものでございます。

これが27年度に整備を終わりましたところで、防災科学技術研究所に一部業務を移管するというところでございます。

さらに、下のところに研究体制の強化ということで書いておりますが、その業務移管とともに防災・減災分野での人事交流を進めるということによりまして、研究体制の強化を一方で図るということで決着をしたところでございます。政策機能の強化という文脈からは、今回の趣旨にかなう決着であると考えているところでございます。

以上でございます。

○分科会長 よろしいでしょうか。

○事務局 それから、続きまして、39ページに飛びますが【高齢・障害・求職者雇用支援機構】の2つ目の丸でございますが、これは委員等から御指摘ございましたように、ポリテクセンターの在り方についてきちんと書くべきではないかということで、文章を追加してございます。

それから、ちょっと飛びまして恐縮でございますが、55ページのところでございます。

【都市再生機構】についての記述がございます。これは先ほどの参考資料にまた戻っていただきまして、参考資料3をごらんいただければと思います。これは、後で第4ワーキンググループ座長からも補足で御説明いただけるかと思いますが、これにつきましては、12月18日（水）の第8回の第4ワーキンググループの会合の後に、ワーキンググループ報告書として了承され公表しているものでございます。

参考資料3をごらんいただきますと、問題点として、これまでの政策目的が終了してい

る。それからタワーマンションの民間競合の問題。

一方で、今後のセーフティネットとしてのミッションの再定義の問題がございます。

それから、財務面では、有利子負債が13兆円あるというような脆弱な財務構造に対するさまざまなリスク要因に直面しているという問題点がある。

これについて、今回の改革案のポイントといたしましては「民業補完の徹底」と「財務構造の健全化」を両立させる。それによって、セーフティネット機能など、URが本来担うべき役割を果たしていけるようにするというところでございます。

このため、一番問題となります賃貸住宅事業の収支改善策を早期に行う。その収益をもとに団地の統廃合を前倒しで実施する。それで金利上昇等の影響が顕在化する時期、これはシミュレーションですと、10年後あたりから顕在化してくるとされておりますが、そういうものについて、持続的な経営が確保できるよう、時間軸をもって改革を行うとされたところでございます。

最初に、高額賃貸住宅について、1万3,000戸については、平成26年度から順次、買取オプション付きサブリースにより民間事業者を経営を委ねる。将来的には売却という道筋を書いたということでございます。

2ページ目でございますけれども、このURで問題になります関係会社につきましては、その賃貸住宅の修繕業務については、関係会社が行っているわけですが、それについては、平成26年度からの3年間で平成25年度比10%のコスト削減を図る。それから、その達成状況を見極めた上で、全体について、29年度に資本関係等、その会社のあり方について結論を得るとしたところでございます。

それから、現在、26もある関係会社については、これは年度を区切って30年までに半減するということが書いてございます。

それから、団地の統廃合を進めまして、その資産・負債を軽減させるということを積極的にやるということでございます。

それから、新しい役割を勘案して、福祉医療施設の誘致等は経営に問題、負担をかけない限り、留意の上やっていく。

それから、これも大きな問題でございますが、家賃設定方式を見直すということで、稼働率等に応じた募集家賃の柔軟な設定というものを可能にしていくということでございます。

ここまでの賃貸住宅の関係でございます。

それから、都市再生事業、名前にもある看板事業でございますが、これについてはSPCなどを活用して、リスクに見合った適正な収益を確保するということを目指していく。

それから、もう撤退が決まっているニュータウン事業については、30年度までに処分を促進するという。それから、東日本大震災の復興支援のための体制は確保することが書かれております。

このような改革案をやりますと、20年間で1兆円程度のキャッシュフローの改善があっ

て、金利が上昇した中でも赤字経営に陥ることなく、収支相償を達しながら、公的な目的を達していける法人としてやっていけるのではないかという見通しを立たせております。

それから、脆弱な財務体質の問題でございます、この大きな有利子負債の削減も20年間で3兆円程度削減できるのではないかという見通し。

それから、今後の「改革の進め方」として、国交省・URが私どもと連携しながら、期限を切った経営改善計画を作成する。それから民間ノウハウを採り入れた実施体制を構築していくということ。それから、10年後にもう一度オリンピックが終わった後あたりに、もう一度、今回、立てた計画案を見直していくということでございます。

かなりいろいろなところで数値目標を入れた形、それから、担当部局であります国交省それからURが真剣に検討した結果を踏まえて、私ども検討した形になっておりまして、今回は、かなり現実的に実行できる案が提示できたのではないかと考えております。

その内容が、56ページに、今、御説明した概要が55～57ページあたりに書いてございますので、そこに反映しているということでございます。

それから、ちょっと先ほど1点飛ばしてしまいましたが、類型化のところ、23ページのところでございますが「④ 研修施設運営業務」の関係で【制度・運用の見直し事項】の最後の丸「一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する」。これは委員のほうから御議論があったと思いますが、こちらに反映させていただいております。

概要は以上でございます。

○分科会長 よろしいですか。

ありがとうございました。

説明にありました分科会報告書案は、委員の皆様方の御意見を十分に踏まえているかと思っております。

しかし、本日は最後の分科会でございますので、委員の皆様方から御意見や御質問を頂戴したいと思っております。

本日は、時間も限られておりますので、勝手ながら席の順に指名をさせていただきたいと思っております。

大変恐縮でございますけれども、お一人3分程度で申しわけございませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

ただ、ちょっと委員が途中退席されるということでございますので、委員のほうから、URのことも含めて御説明をよろしくお願ひします。

○委員 それでは、ちょっと先に退室させていただきますので、先ほどの御説明ありました参考資料3という3枚紙をごらんいただければと思っております。

このURのところは「改革案のポイント」のところの丸が真ん中からちょっと下ですが「民業補完の徹底」とそれから「財務構造の健全化」というところが一番の目標でありまして、公団住宅には高齢者の方々が多くなっておられる。それから老朽化していると。ただし、

住宅のセーフティネットは維持したいということが1つであります。

それから、その次の「改革案のポイント」の下から6行目ぐらいの丸のところですけども財政投融资からの借り入れが多いわけですが、将来、この金利が上がっていくということになると思いますので、その上がるときまでに、きちんとした収益を確保しなければいけないということがあります。

そこで①ですけども、タワーマンションは、これはもともと民間ではなかなかできなかったためにURがこういうものをつくりだして、それで民間の先駆的な役割を果たしたというわけですけども、ここは民間でできるようになってきましたから、これを将来的に売却する。しかし、ある程度ここから稼げるところは稼ぎながら、そして民業の圧迫にならないようにしていくというのは、1つのポイントであります。

次に、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

関連会社につきましては、2ページ目の②にありますように、数値目標をきちんと設定いたしまして、1行目から2行目ですけども「3年間で平成25年度比10%のコスト削減を図る」ということと、それから③のところですけども、現在ある26社の関係会社を30年度までに半減するという数値目標を設けております。

それから、ここには書いてございませんが、本文のところにはあるのですけれども、都市再生機構の技術研究所、建築研究所、この2つはそれぞれ住宅設備に関する研究とか、住宅の調査研究をしていますけれども、これも将来的には一緒にする。そして研究の充実を図ると述べております。

それから、5番目のところですけども、急速な高齢化が進む中ですから、こういうURが、また先駆的なことができるのであれば、福祉医療施設というものをきちんと含んだ住宅のようなものがなかなか、今、民間にないですから、それを先導的にやっていくということもあり得ると思います。

6番目は、家賃設定の場合に、⑥の2行目に稼働率を見なさいと。これはどういうことかといいますと、空室率の多い団地があります。こういう空室率の多い団地に関しては、募集家賃を柔軟に設定して、空室率を減らす。こういうことによって、賃料収入を確保するということが重要だと思います。

それから、8番目の「ニュータウン事業」のところは、平成30年度で区切って、ここで処分あるいは供給の完了ということをしかりしてほしいとしております。

9番目は、東日本復興のための人材の確保ということなのですが、これまでURは、平成20年度と比較しますと、⑨のところなのですが、約20%の人員の削減、これをこれまでやってきておりました。この20%というものが大体達成された後は、震災復興の支援などもありますので、一応その人員の削減というのは、20%目標というところまでですということでもあります。

最後は「改革の進め方」の最後のところで、5年、10年、20年、これを区切ってしっかり見ていただきたい。



最後は、10年後に関しましては、委員の方々の中から、やはり高齢化が進み、人口がやはり相当減少するかもしれない。

ですから、現在のこういう改革と、さらにもっと必要になるかもしれないので、必ず10年後には、この改革案を改めて見直すということをやっていただきたいということでございます。

以上でございます。

○分科会長 ありがとうございます。

それ以外のことはよろしゅうございますか。

○委員 はい。

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、席の順番で申しわけございませんが、委員のほうから何かありましたらよろしくをお願いします。

○分科会長代理 今回、3度目の独法改革に参加させていただきました。長年のいろいろな思いを持って参加させていただいたわけですが、独法の自主性、自立性を重んじて、インセンティブを強化するという形の中で、独法自身が自立的に政策実行機能を果たされるという、この方向性というものは、非常にいい形で整理がついたのではないかと考えております。

そのなかで言えば、当然PDCAサイクルをきちんと機能させていただいて、そういう上で、今言った政策効果の最大の発揮というものを、今後、新しい独法のステージとして、さらなる発展をお願いできればということでございます。

その中で、私が最後にもお願いした、監事機能の強化ということについてもかなり監事目線自身を広げていただいて、ミッションの遵守や効率的な運営というものを殊さらに書いていただいて、範囲を広めていただけたということで、これは独法の理事長の独任制という制度設計のもとでは、やはり民間の取締役会と比較すると、監事に牽制機能をしつかり果たしていただくということが非常に重要なテーマではないかと考えております。

さらに言えば、民間企業の効率性というのは、損益で非常にわかりやすいのですけれども、こういう非営利の法人の効率性というものは、ある種のスクリーニングをどうかけていくかということについても、監事がそれなりの見識を持って対応していただく必要があるという組織特性から、非常に重要な機能でありお願いをしてきたところでございますが、それに関しまして、今回、一定の方向性が出たということで、非常に参加させていただいた立場としては、うれしく思っています。

今回、評価に関しまして、第三者機関という新たな評価機関ができていくわけですが、ぜひ長年の13年間の評価の知見を集約された上で、さらなる御発展をしていただければ、このやはり運用一つによって随分また全体の実行が変わってくると思います。独法の場合には、やはりどうしても評価という問題が、先ほども申したとおりパフォーマンスが売り上げという形で客観的に見られないことから、ぜひ主務大臣のもののPDCAサイク

ル等を含め、この第三者機関の評価というものを充実していただければというような思いでございます。

本当に、長年携わらせていただいた立場で、非常にいい取りまとめになったなと思いますので、改革に終わりはないわけで、常にさらなる発展を目指して、今後も改革をし、最後に本当に独法で働かれる方が、本当によく思って事業に取り組んでいただけるという体制に少しでも近づけたとすれば、本当にこの改革が実りあるものになっていくのではないかと考えております。

長くなりましたけれども、そういうことでございます。

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、その次に委員、よろしく申し上げます。

○委員 まず、制度のほうですけれども、研究開発法人について、よくこういう落としどころを見つけるものだなというのが率直な感想でありますけれども、これで全て決着がついて終わりということではなくて、多分、新法のほうの特例の範囲をどうするのかということとか、その法令そのものをどういう手順で改正できるようにしていくのかとか、そういうようなことで議論が引き続き残るのであろうなというのが感想でございます。

それから、組織のほうについては、海洋研究開発機構と防災科学技術研究所について、前回の分科会で発言をさせていただいた方向という結論を見ましたので、何も異存はないのですけれども、前回の発言の趣旨、そのときにも申し上げたそれぞれが独法としての重大なミッションを持っているというようなことで、今回、こういうような結論になったのだらうということですが、逆に言いますと、それらのミッションをきちんとこれから果たしていくのかどうか、今回のこの決定がいい方向であったのかどうかの分かれ目になるということですので、今回、参考資料1の中には、防災の関係が中心に書かれておりますけれども、特に海洋研究開発機構については、海洋資源の開発という大きな期待があって、このような形になったということを踏まえると、JOGMEC等とのより密接な連携、協力を図りながら、我が国の海洋資源の開発の推進をしていただきたいということでございます。

今回は、一定の結論を得て、これで決定ということだと思いますけれども、これで全ての改革が終了するということではなくて、必ず次期、また独法の改革等の動きが出てくるのであろうと思いますけれども、そのときに、それぞれの独法がその必要性を十分にみずから示せるようにということで、その姿勢で次期までの期間、それぞれの活動をしていただきたいというようなことがお願いであります。

今回の中に、まだこの時点ですから、もう少し統合の可能性があったのではないかと思われるような法人も少し残っておりますし、そういうことも踏まえて、それぞれが必要性を示すような活動をしていただきたいというのがお願いでございます。

以上でございます。

○分科会長 ありがとうございます。

続きまして、委員、よろしく申し上げます。

○委員 恐らく、いろいろ多様な意見のある中、取りまとめいただきまして、事務の方、御苦労いかほどばかりであったかと感謝申し上げます。

私、UR担当ということで、参考資料3ですけれども、その2ページ、下のほうです。「改革の進め方」というところがございまして「国土交通省・URが、行革担当部局と連携しながら、5年、10年、20年先を区切った経営改善計画を作成するとともに」というところですけれども、これは現在の改革案が将来の賃料収入、人口動態、金利の動向その他全て予測に基づいて立てられているものでございます。これが若干ぶれる、今、一番ありそうなシナリオに基づいてつくられているものだと思いますが、若干のぶれが生じるだけで、数千億、場合によっては兆という単位で数字がずれてきてしまうものであります。5年、10年という計画ごとに閾値と数字を監視して、若干ずれた段階で、早めに手を打つという、ある種早期の改善措置をつくり込んでおかないと、気がついたときには大変なことになってしまっていたということになりかねないので、この経営計画に数字をつくり込み、かつそれを継続的にモニターし、またそこからぶれが出た場合には、それを分析して早く手を打つという仕組みをつくっておく必要を強く感じます。その1点でございます。

ありがとうございます。

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、委員、よろしく申し上げます。

○委員 大変いろいろな議論があったと思います。

3点ほど申し上げたいと思います。

1つは、こういう委員会というものは、ある意味で業務の棚卸をするような役割を負っているのではないかと私は思います。現時点で独法をチェックしたときに、かなりいろいろな問題が出てきているのは、当たり前の話だと思うのです。それを防ぐためには、この業務の棚卸が必要です。先ほど皆さんおっしゃられたように、絶えざる改革が必要なのであり、今回、現体制で存続となった独法についても、不断に業務の見直しをしていただくということが非常に大事なのではないかと思えます。それが1点目であります。

それから、2点目は、研究開発法人についてであります。これも、いろいろ議論がございましたが、これは研究開発が日本にとって、日本の将来にとって非常に重要であるということから、いろいろな議論が起こったということだろうと思えます。

今回御検討いただきまして、また新しい制度でスタートすることになると思いますが、組織の問題もさることながら、その中で効果の最大化を本当に図れるのかどうかということが一番の問題でありますので、ぜひこの中身を充実させていただきたい。魂を入れていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

それから、3点目がPDCAの話です。このPDCAを回すということ、そしてそれによって、不断の改革をさらに続けていくということについて、我々は心がけなければいけないのではないかと思いますので、その点につきまして、よろしくお願ひしたいと思えます。

いずれにしましても、長い期間、特に詳細にわたって議論されてきた皆様方の御労苦に対しては、心から敬意を表したいと思えます。

以上です。

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、委員。

○委員 事務局、どうも御苦労さまでしたということに尽きると思えます。

今回、性善説の独立行政法人というところに立ち返られたのだと思えます。従来、十数年たって、いろいろな独立行政法人の批判というか、改革という言い方がいいのかどうかわかりませんが、そういうものがあって、常に独立行政法人というものが何かというのが問われ、常に独立行政法人は悪いのではないかと問われ続けて、十数年たってきたのだと思えます。

ただ、他方でこのパブリックセクターにおける業務というのは、私は重要な役割を持っていると常々思っておりますので、本当にどういうものが、今、先生のほうから棚卸という話がありましたけれども、本当にそれがあるのかどうかというものをもう一度ここで整理をされて、今後、十数年わたって、この制度は続くのだと思えますので、そこでやはりこういう悪い意味の繰り返しがないように、新たな業務の発展をつくっていただきたいと思えます。

独立行政法人に関して、市場のチェックが働かない中で、自律的な仕組みをどのように作るかやってきたのですね。やはりつくってきて、十数年の歴史がたって、そこで一度制度も組織も棚卸をして、また次の発展にぜひつなげていきたいと思うのですが、どうもわからないのは、市場というような仕組みがない中で、果たして自律的な仕組みはできるのかというのが、やはり答えは、現状ではないのかなと。

そこで、また、新たな仕組みを入れて、不断にいいものにつくっていく努力は諸先生がおっしゃっているようにやっていかなければいけないと考えています。

その中で、1点かかわらせていただいた研究開発法人に関しては、先ほども委員が言われましたうまい落としどころをやはり見つけられたかなと、本当にそう思えます。

こういうものが日本の知恵なのかなという気もいたしましたが、他方で知恵を出すために隠れてしまったことが私はあるように思えてなりません。それは研究開発をどう管理するかという、まさしく委員がおっしゃったようなことなので、ここはやはり研究開発に携わる方々、行革に携わる方々がやはり知恵を出して行って、本来あるべき税金を使った国家の戦略をつくる基礎になる研究開発という業務を担うセクターとして、ぜひ頑張っていけるようなものをつくっていかねばいけないと思えますので、皆様の御協力をまたお願いしたいと思いますし、我々も頑張りたいなと思えます。

どうも御苦労さまでございました。

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、委員。

○委員 まず、事務局の皆さん、非常に精力的に、短期間にいろいろなヒアリング等を実施されて、調整をされて、ここまでこられたことには敬意を表したいと思っております。

私自身、行政改革の議論に参画したのは、本年が初めてでございます、総務省のところで内閣府のところで2つございましたが、その中で、行政改革というと、どちらかというと、一般のイメージとしても、人員削減とか、機能の縮小みたいなイメージを持っておられる方も多いでしょうし、実際に独立行政法人の方のヒアリングをしても、また行革の話かと。また人を減らしたいのかという形で、割合感情的な反発を受けたりもしたのですけれども、業務を効率化して、その限られた予算の中で、むしろ本業に傾注するためにお考えいただきたいなと思いながら、ヒアリング等を実施してまいりましたし、民業と全然関係ないというか、パブリックセクター独自の存在理由があって、民とあまり競争しない独法もあるわけなので、そういうところに関しては、例えば国立科学博物館とか、美術館とか、あちら辺のところは、むしろ人がすごく少なくなったとおっしゃっていたのですけれども、収益を拡大することによってむしろ人を増やしていくことも大事なことはないかと思っていて、独立行政法人それぞれには、多分、それぞれの成り立ちがあって、いわゆる歴史があるので、必ずしも一方向の議論だけでは済まないとはもともと想像していましたけれども、やはり経験してみて、いろいろな形があるのだなということを勉強させていただいたというのが正直なところだと思っております。

今後とも、独立行政法人の皆さんが仕事をしやすい環境で、業務を効率的に進めていただきたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、先生、よろしく申し上げます。

○委員 今回、今までいろいろな経緯があったと思うのですけれども、その独法の制度にあったいろいろな仕事があるのに一くくりにしてしまっているというところが、本当にすっきり解決されて、ほかにもいろいろ論点があったかと思うのですが、大変いい形の取りまとめができたのではないかと思います。

それで、ちょっと今日申し上げたいというか、御質問をさせていただければと思ったのが、例の研究開発法人のところで、私は直接の担当ではなかったのですけれども、大変関心を持って、横で議論の成り行きを伺っていたようなところがあるのですが、こういう形で独法の制度の中に入る形になって本当によかったと思います。

やはり、透明性をきちんと確保してということが大事ですので、こういう形の落としどころが本当に見つけられて、本当によかったなと思います。

それで、ちょっと気になりますというか、御質問をしたいのが、先ほどの参考資料2の2ページ目のポンチ絵にあって、その対象法人がどこかというところなのですけれども、この国立研究開発法人というのは、今回のこの報告書で広範なところで各法人について、これが単年度管理、これが中期目標とか、これは研究開発型という感じで分類されている

ので、そこでお分けになられたのかなと思うのですけれども、問題のその特定国立研究開発法人、これについては、1ページ目のところで4関係閣僚の方々の合意内容で、今後、検討されると極力少数でと書いていらっしゃるのですけれども、これは対象というのは、そもそも、今の段階で独法として研究開発をやっていらっしゃるものだけですか。ちょっと気になるのが、これと似たような法人で、独法の枠の中にいらしたけれども、同じ事情でやはりすごく優秀な研究者の方を例えばトップに招くときとかに、なかなかできないのでということで、独法の枠の外に出られたところがあると思うのですけれども、そういうところはどうかのかなとか、対象にならないのかなということもちょっと思いまして、今回、こういう枠組みをおつくりになられて、特定のこういう形でということで、そこだけ別法の仕切りのほうに、下にも入るとということで、すごくいい解決策だと思うのですけれども、せっかくこういうことを決めたのに、枠外だとちょっと何か例外のようなところが残ってしまうのもどうかという感じもしまして、やはり独法の制度の中にあるというのは、非常に透明性もあっていいのではないかと思いますし、その法人が独法からお外に出る直前の、間際の議論も実はいろいろなことがあって、ちょっとやはり問題なのではないかなと正直思っていたところもありますので、もし、可能であれば、済みません。また余計なことを言っているかもしれません。申しわけないのですけれども、可能であれば、最後、この特定の対象になる法人を検討されるときに、ぜひ、そういったところも可能であればあわせて御検討いただければなとは思っています。

済みません。以上です。

○分科会長 ありがとうございます。

委員、お願いします。

○委員 もう各委員がおっしゃっていることとほとんど同じなのですが、まず、事務局の皆さん、お疲れ様でした。

それぞれの分科会のワーキンググループにおいて、それぞれの視点で多分議論しているので、かなりばらばらな意見とか、多様な意見があった中で、これだけ短時間の間に非常に効率よくかつ的確にまとめていただいたと思います。

その上で、1点、すごくつまらない質問とあと2つコメントなのですが、1つは55か56ページですね。都市再生機構なのですけれども、ここで関連会社は半減するというので、私の場合には、総務省のほうの政独委でこれのウォッチをしているところになっておりますので、中身の詳細もいろいろ資料をいただいたり、これまでも見てきているのですが、実際に26を13という感じにぴったりなるのかなという、若干つまらない質問なのですが、これがもし半減と言わずに、実際に30年だったら15とか、もう少し精査した数をびしゃっと書いてしまったほうがいいのかと思っているのですが、もしその辺がちょっとできにくい理由とかがあれば、1点教えていただきたいという、非常に細かい質問で恐縮です。

あと2点コメントです。これも各委員の先生方がおっしゃっているので、若干重複する部分があると思うのですが、研究開発法人につきましては、前回の会議のときに、先生が御

指摘されていたことだと思うのですけれども、研究開発法人の一つのミッションとして、新たな研究開発を進めていくというよりは、むしろ、政策を形成するのに資するような研究や、あるいは、国際的な条約であるとか、国際基準策定に日本がしっかり貢献するために資するようなという、要するに研究開発の中身の高度化というよりは、むしろ、政策としてどれだけそれが使えるかというところのツールとしての研究開発をやっていく団体というのが、恐らく、今後、むしろ特化した形で必要ではないかと私は思っています。

そのときに、それらの団体が、現在の独法のまま存続するのがいいのかどうかということに関しては、個人的には若干疑問を持っていて、場合によっては、国、つまり各府省庁の中に戻すというようなちょっと思い切ったことも将来的には必要ではないかな。

ですから、前回からの議論にありますように、研究開発法人はかなりいろいろな種類があって、実際のミッションもばらばらなので、今後の課題が逆に見えてきたのかなと考えております。

最後に、もう一つ、今後の課題ということで、あえてここで言う必要はないのかと思うのですが、ちょっと残されたのかなと思っておりますのが、先ほどから出ておりますように、恐らく行革という視点からの独法行革は、もうそろそろ限界にきているのかなと思っております。私の場合は、各個別の独法の評価委員ですとか、評価という視点からは、かれこれ独法ができる前からずっとかかわっているのですけれども、恐らく個別の現在の組織を維持しながら、それを行革するという、内部行革はかなり限界だろうと思えます。

そうすると、今回もちょっと残ってしまった課題としては、それぞれの主務省庁の枠を超えたような思い切った組織改革であるとか、統合、合併、場合によってはその統廃合のもうちょっとさらに次の形というものが必要なのかなと。

ですから、独法という姿自身をこれから見ていくことと、現在の主務省庁を外れたもう少し思い切った改革が今後できるか、そういうものが残されているということの課題の指摘というものが、多分、必要なだろうなど。最後の2点はコメントでございます。

以上でございます。

○分科会長 ありがとうございます。

では、委員お願いします。

○委員 ありがとうございます。私もヒアリングにかかわって、独法のヒアリングというのは2度目でありまして、分科会長代理が3度目とおっしゃっていたのは、まさに繰り返しそのときの政権の意向を受けながら、どういう形で改革ができるかということを模索する作業としては、非常に多大なる事務の作業があって、事務局の方々には大変多くの御苦労をおかけしたと思ひまして、私自身も大変感謝をしております。

私としては、今回の改革が特に公的組織の標準化という独法通則法ならではの共通ルールを維持するところできた、それから、ガバナンスの強化というところを強く打ち出したというあたりは非常に重要なポイントでこれをもっともっと国民にわかりやすく説明していく必要が今後もあるだろうと思っております。

先ほど委員のお話にもありましたけれども、やはり国民はその良し悪しは別として、非常に単純に独立行政法人というと、何か無駄遣いをしているのではないかと、我田引水的な運営をしているのではないかと単純に見てしまうわけです。

それはもちろん、全く当たっていないということであれば、濡れ衣だといえるのでしようけれども、当たっていないわけでもないという面があるので、どうしても独法に対するイメージが悪いということに今までつながってきたわけで、今回、改革をここまでやるわけですから、イメージの転換というものも積極的に図っていくべきではないか。

資料1ということで、基本方針のわかりやすい説明があるわけですが、これを一度言うだけではなくて、繰り返し、もちろん独法の職員の方々にもこれは御理解いただくことは言うまでもなく、マスメディアの方々を含めて、積極的に政府が独法のあり方を改善しようとしている、イメージを払拭しようとしているということをそういう取り組みとして宣伝を精力的にしていきたいと思います。

それから、あともう2点ほどあるのですが、研究開発法人についてですけれども、現時点での取りまとめとしてこういう形で取りまとめられたということについては、私は賛意を表したいと思います。ただ、むしろタマは研究開発法人のほうに投げられたというべきだろうと思います。

裁量が拡大しているわけですから、当然、その責任も彼らが負わなければならないということを、当然、研究開発法人の方々に周知徹底をしていただきたい。そして、目標とか成果の上げ方というのは、今までとは違うと。研究開発法人側の言い分を多く受け入れたということですから、そういう意味の成果が上がらなければ、当然、国民から批判、そしりを受けるということなのだということで、裁量が拡大すれば、何の緊張関係もなく、自由にできると勘違いしてもらっては困る。むしろ、失敗したら、彼らが思っていたような成果が上げられなかったら、国民から批判を受けるということがあるということなので、ぜひとも成果を上げていただきたいと励ましていただいて、むしろ改革の成果が、こちらの成果というのは、まさに最終的に取りまとめられるこの基本的な方針についてという意味の改革の成果が研究開発法人においても上げられるように願っています。

最後にもう一つ、委員も御指摘になられましたけれども、今後の独法のあり方というのは、いろいろその都度その都度、見直していく時期が来るとは思うのですが、やはり内部的な行政改革というところの限界というのは、私自身も感じておまして、私なりにそのブレークスルーを考えたならば、やはり省庁縦割りという問題をどう克服するか。もう一つ別の言い方をすれば、省庁設置法に根ざした独法改革というものも根本的にやる時期がいずれ訪れるのではないかと思います。

極端に言えば、その業務はその省庁としては、営まない。省庁設置法の規定から外す。

だから、その法人は、もう民間でやっていただいて構わないと。もちろん資金的なサポートとか、そういうものは別として、独立行政法人としては営まないとするだとか、そういう大胆な官民協働の仕事の仕方の転換というのがひょっとすると、今後、独法には求め



られることになるかもしれない。

そのときには、今回の独法改革は非常に重要な意義があると私は信じていますけれども、それを乗り越えたところというのは、やはり今回は、さすがに省庁設置法のところまではたどり着けなかったわけで、省庁設置法に書いてあるから、この独法は必要なのですと言われてしまえば、いたし方ないということ。

ですから、今度はいつになるかわかりませんが、それに根ざした改革が必要だと思います。

以上です。

○分科会長 ありがとうございます。

続きまして、委員、お願いします。

○委員 私が最後なので、余計なことは言いませんが、私も第1ワーキンググループに属しておりまして、座長を初め、この分科会の先生方、それからワーキンググループのメンバー、大変お疲れさまでした。また、事務局の皆さん、大変御苦労さまでした。この決着に当たって、稲田大臣主導の政治折衝もあったとお聞きしておりまして、これらの皆さんの御努力で、個別の法人も含めて落ち着くところに落ち着いたのではないかと思います。

どうもありがとうございます。

○分科会長 よろしゅうございますか。

○事務局 失礼いたします。

先ほど、委員から御質問いただきましたURの関係会社の件についてだけ簡単にお答え申し上げます。

このワーキンググループにおきましては、関係会社の議論というのは、かなり綿密にしております。関係会社もいろいろな業務をしております。

例えば、都市再生の再開発ビルの管理等を行う業務であります。これを30年度までに整理できるものは整理するという、具体的に検討いたしまして、今ある26社を13社にするという形でこの本文に掲載させていただいています。

この件につきましては、我々は事務方として国交省とこの点協議をいたしまして、この文言にさせていただいていますが、半減という形は確実に達成させたいと考えてございます。

○分科会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、お一人お一人御発言いただきましたので、分科会報告案につきまして、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○分科会長 ありがとうございます。

御了承いただきました分科会報告書は、本日、夕刻に開催されます行政改革推進会議におきまして、私のほうから説明させていただくことになっております。

それでは、ここで報道の方に入室いただきたいと思います。

(報道関係者入室)

○分科会長 それでは、分科会報告書の取りまとめを受けまして、稲田行政改革担当大臣にいらしていただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○稲田行革担当大臣 本日は、改革案を取りまとめていただいたことに、深く感謝をいたします。

委員の皆様方におかれましては、本年の9月に本分科会が設置されて以来、大変長期間にわたり、累次にヒアリングを重ねて、また精力的に御議論をいただき、今日を迎えたことに本当に感謝をいたしております。

分科会長、会長代理、本当にありがとうございます。

委員の皆様方にも感謝をしたいと思います。

今回の改革「政策実施機能の向上」「官の肥大化防止・スリム化」の両立を図ることをねらいとして、制度・組織両面にわたる抜本的な改革を行うものですが、まさに第1次安倍内閣以来の改革の集大成としてふさわしい内容を取りまとめいただいたのではないかと思います。

独法改革、過去2度にわたって自民党政権下、また民主党政権下において、法案が廃案になるなど、長い議論の経緯がありましたが、いまだ実現には至っておりません。

今、求められているのは「検討」ではなくて「実行」であると思っております。

先ほど、私、入ってからですけれども、委員から研発の問題、御指摘がありました。また、URについても、非常にいろいろな経緯はありましたが、取りまとめをすることができて、本当に実行の段階に入っているかと思います。

そして、また、不断の見直し、改革ということも必要であり、今、一步ということではないかと思います。

本日、開催予定の行政改革推進会議にお諮りされることとなりますが、政府としましては、同会議開催後、速やかに改革方針に関する閣議決定を行った上で、来年の通常国会で独立行政法人通則法の改正法案を提出いたしたいと、早期に必要な措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、本当に皆様方に感謝を申し上げて、私の挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○分科会長 稲田大臣、どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

○分科会長 それでは、私のほうから一言申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、本当に極めて短時間の間に精力的に御議論をいただきまして、取りまとめを行うことができました。委員の皆様方の御尽力に対して、本当に感謝を申し上げたいと思います。

また、事務局も非常に大変だったと思いますけれども、本当に忙しい中、取りまとめを

いただきまして、大変ありがとうございました。

大臣のお言葉あるいは委員の皆様方のお言葉にありましたように、今回は、本当に本格的な見直しをして、単なる数の論理ではなくて、政策機能の効果、政策効果をどうやって発揮されるかという観点から見直したと考えております。これを取りまとめいただいたということで、ただし、皆様方の意見にも出ましたけれども、不断の見直しが必要である。改革はエンドレスであるというようなこともございました。まさにそのとおりだと思います。

それから、もう一つは、組織運用の見直し。組織の見直し、制度の見直しと運用のあり方というのは、車の両輪だということもございしますので、私ども民間の企業を見ている場合が多いのですけれども、やはり制度だけではなくて、運用をどうしているかということについて、パブリックセクターの運用の仕方というのは、民間から見ると、極めて問題があると思っております。

ただ、運用のノウハウというか、テクニックというのかも、まだ十分に民間と比べて開発がおくれていますので、そのことについても、またいろいろな機会で、皆様方の御見識をいただけたらと思っております。

今はいずれにしても、こういう立派な骨子ができ上がりましたことにつきまして、感謝したいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、これで会議を終了したいと思います。

委員の皆様方、今まで大変ありがとうございました。

なお、分科会報告書は、先ほど申し上げましたように、夕刻の行政改革推進会議終了後に公表したいと考えておりますので、それまではお取り扱いにはくれぐれも御注意いただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。